

京都府の地域指定

京都産業立地戦略21特別対策事業費補助金の地域区分

- 中北部地域・木津川右岸地域
- 京都市地域

各法による対象地域区分

- 過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）
- 半島振興地域（半島振興法）

その他の優遇制度

電気料金に対する補助金（原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業）

対象地域に立地する企業については、支払い電気料金に対し、国からの補助が受けられます。

対象地域	舞鶴市、綾部市
要件	工場等の新增設により電気供給が開始または使用量が増加し、雇用が3人以上増加すること。
内容	支払い電気料金及び増加雇用者数に応じて補助金を交付
交付期間	8年間

府税に係る主な措置 対象施設を新增築した場合、府税を軽減（※4）します。

対象地域	対象施設	要件	軽減内容		
			事業税	不動産取得税	固定資産税※3
過疎地域	対象市町村の計画で定める事業の用に供するもの	施設の取得価額が500万円を超えること※1	一部免除(3年間)	一部免除	一部免除(3年間)
半島振興地域	対象市町村の計画で定める事業の用に供するもの	施設の取得価額が500万円を超えること※2	不均一課税(3年間)	不均一課税	不均一課税(3年間)
文化学術研究地区 (京田辺市、精華町、 木津川市の一部)	研究用施設	研究用施設の取得等に必要資金額が3.5億円以上であること	-	不均一課税	不均一課税(3年間)

※1 取得価額については、資本金が5,000万円超～1億円以下である場合は1,000万円、資本金が1億円超である場合は2,000万円とする。

※2 取得価額については、資本金が1,000万円超～5,000万円以下である場合は1,000万円、資本金が5,000万円超である場合は2,000万円とする。

※3 機械及び装置に対し、京都府が課税するもの

※4 過去に追徴課税等を受けている企業は利用できない場合がありますので、必ずお問い合わせください。

府内の事業用地



工場等新設、事業展開に最適な用地をご提案します。
希望地域、価格、面積等の条件から検索できます。

<https://www.kyotofuyouchibank.com/>



企業の人材確保・定着支援



就労環境改善による企業の魅力向上から求職者との
マッチングまで、一気通貫で支援します。

TEL:075-682-8948



京都府のお問合せ先

商工労働観光部 産業立地課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
richi@pref.kyoto.lg.jp

☎ 075-414-4881

東京事務所

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館8階

☎ 03-5212-9109

山城広域振興局 農林商工部農商工連携・推進課

〒611-0021 宇治市宇治若森7-6

☎ 0774-21-2103

南丹広域振興局 農林商工部農商工連携・推進課

〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1

☎ 0771-23-4438

中丹広域振興局 農林商工部農商工連携・推進課

〒625-0036 舞鶴市字浜2020

☎ 0773-62-2506

丹後広域振興局 農林商工部農商工連携・推進課

〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855

☎ 0772-62-4304

令和7年3月現在

企業立地優遇制度のご案内

Recommend the Business in Kyoto Prefecture



チーム京都で立地をサポートします！

京都府では、製造業への立地補助はもちろんのこと、その他 様々な業種に対しての優遇制度をご用意しております。

補助金

府内での雇用の創出や事業の拡大、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を応援します。

1. 補助対象業種及び要件

当初操業開始日時点で以下の補助対象要件を満たしていること。
適用期間：令和9年3月31日までに、補助対象事業所として指定を受けたもの

一般施策

補助対象業種		補助対象要件			
		用地等面積	投下固定資産額等 (土地取得費除く)	府内常用 雇用者数	
製造業等 ※製造業等には 製造業類似事業 (植物工場等)も含む	工場	3,000㎡ 種まき型支援 京都の特性を活かした事業の 立地にあつては、1,000㎡ (例)・府内産の農産物を利用した食品製造 ・府内の大学との研究成果を活用した製品製造	3億円	5人	
	増設の場合	延べ床3,000㎡増	かつ 3億円	かつ 5人増 ※1	
	本社	(1,000㎡	又は 1億円)	かつ 5人	
	増設の場合	(延べ床1,000㎡増	又は 1億円)	かつ 5人増 ※1	
自然科学 研究所		(1,000㎡	又は 1億円)	かつ 5人	
	増設の場合	延べ床1,000㎡増	かつ 1億円	かつ 5人増 ※1	
情報関連産業 ※コールセンター、 データセンターは除く		(1,000㎡	又は 5,000万円)	かつ 5人	
	増設の場合	延べ床1,000㎡増	かつ 5,000万円	かつ 5人増 ※1	

※1 府内他施設からの異動者を除いた数となります。
(注)京都府内で事業所を移転・集約する場合は別途要件があります。

特定の地域での施策

事業所の種類 及び対象業種	地 域	新 設 事 業 所			増 設 事 業 所			
		用地等面積	投下固定 資産額等	府内常用 雇用者数	用地等面積	投下固定 資産額等	府内常用 雇用者数	追加要件
製造業等の工場、自然科学研究所、 物流関連産業の事業所等	アネックス京都三和(福知山市)、 舞鶴港湾用地(舞鶴市)	(1,000㎡	又は 1億円) (※1)	かつ 5人	一般施策の投資規模要件と同様 (ただし工場・物流関連産業は延べ床1,000㎡増又は1億円かつ5人増)			
映像コンテンツ 関連産業に係る 事業所	京都市 (右京区・中京区・下京区・西京区)、 亀岡市、南丹市	(500㎡	又は 1億円)	かつ 5人	延べ床 300㎡ (※2)	かつ 3億円	かつ 1人	現在の事業所が ①敷地面積5,000㎡以上 ②従業員10人以上
物流関連産業に 係る事業所	福知山市、舞鶴市、 綾部市	3,000㎡ (※3)	かつ 1億円	かつ 5人	延べ床 3,000㎡ (※3)	かつ 1億円	かつ 5人	現在の事業所が ①敷地面積1万㎡以上 ②従業員20人以上

※1 情報関連産業の場合は5,000万円とする。
※2 デジタル対応等新たな機能を持った設備を導入する場合は100㎡とする。
※3 高機能倉庫(冷蔵倉庫・危険品倉庫等)の場合は1,000㎡とする。
(注)伝統産業等であり京都新光悦村(南丹市)へ立地される場合は「京都府伝統と文化のものづくり産業振興補助金」をご用意しております。

税の特例措置

対象地域内に工場等を新増設、移設、建替する場合に、雇用の創出を条件として、
不動産取得税を最大1/2軽減(※1)します。

適用期間：令和9年3月31日までに土地及び家屋を取得したもの

対象地域		ものづくり産業等集積促進地域※2	
対象業種		製造業・ソフトウェア業・情報処理サービス業	
要件	設備取得額(土地を除く)	工場の場合2,700万円超	研究所・開発拠点5,000万円超
	府内常用雇用者数	操業開始日に該当事業所の府内常用雇用者数が5人以上、かつ対象企業の府内事業所の府内常用雇用者総数が増加すること	
	期間	①土地取得から1年以内の着工及び4年以内の操業開始、②家屋取得から1年以内の操業開始 土地・家屋への適用は①及び②を、家屋のみへの適用は②を満たすこと	
軽減の内容		不動産取得税を最大1/2軽減(不均一課税)※3	

※1 過去に追徴課税等を受けている者は利用できない場合がありますので、必ずお問い合わせください。
※2 ものづくり産業等の集積の促進を図る必要があると認められる地域で、市町村長の申出に基づき、知事が指定した地域をいいます。
※3 土地及び建物を取得した者が、直接自らものづくりの用に供する場合に対象となり、営業部門や本社部門は軽減対象外です。
(注)府外から府内への本社移転等については、別途税の特例措置がございます。

本補助金は、京都府・市町村の誘致した案件に適用されます。※立地決定前に必ずお問い合わせください

2. 補助金の内容(交付限度額・補助率等)

	補助率等	交付限度額		
		府内常用 雇用者数※5 認証・認定の有無	認証・認定を 未取得	認証・認定を 取得済み
事業所設置促進補助金 ※1 ※2 ※3 ※4	投下固定資産額等×10% ※土地取得費は対象外。但しアネックス京都三和の立地では 土地取得費の20%を補助 ※アネックス京都三和・舞鶴港湾用地の立地では 補助率が15%に、京都市内の立地では2%又は5%になります	5人～19人	0.5億円	1億円
		20人～49人	0.75億円	1.5億円
		50人以上	1.5億円	3億円
就業環境整備促進補助金	働きやすい職場の環境整備に関する設備に係る 備品・投下固定資産額等×50%	300万円		
府内常用雇用促進補助金 ※3	新規府内常用雇用者数×以下単価 ※京都市内では0.5倍になります。 障害者…50万円/人 正規雇用者…40万円/人 その他雇用者…10万円/人	8億円		

・操業開始年度を含めた5年度間に上記の限度額の範囲で補助金の交付が可能です。ただし、事業所設置促進補助金を第2期以降の工事に対して交付
する場合は、工事が建物1棟以上の建設工事に相当するもの又は新たに製造ラインを設ける等の大規模な事業拡張を行うものに限ります。

※1 限度額については、操業時(工場を複数の工期に分けて実施し、段階的に操業を開始する場合は、各工期に係る操業時)における人数で算定します。
※2 中北部・木津川右岸地域に立地される場合は上記の限度額がそれぞれ1.5倍となります。
※3 京都市内に立地される場合は上記の限度額がそれぞれ0.5倍となります。
※4 大規模投資等については、別途、特例限度額が適用されます。
※5 府内常用雇用者数については新設事業所(50人以上)及び増設事業所については府内他施設からの異動者は含みません。

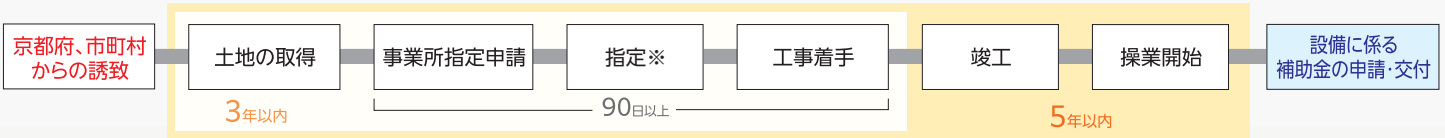
認証・認定制度について

子育てとの両立や女性活躍、障害者雇用等の推進に取り組む以下の認証・認定を取得している企業であること。

 京都モデルワークライフバランス認証 子育て等との両立の推進/京都府	 京都はあとふる認証 障害者雇用の推進/京都府	 くるみん認定 子育てとの両立の推進/厚生労働省	 もにす認定 障害者雇用の推進/厚生労働省	 えるぼし認定 女性活躍の促進/厚生労働省
---	--	---	--	--

3. 手続きのフロー図

工事着手の原則90日前までに事業所指定申請書を提出し、事業所指定を受けること。
また、土地の取得から3年以内に工事着手し、5年以内に操業を開始すること。



※ 有識者で構成する専門家の審査を経る必要があります。

融 資

上記補助金の対象となる事業所は、雇用の創出を条件として、特別金利1.2%での融資がご利用いただけます。

対 象		「京都産業立地戦略21特別対策事業費補助金」の対象となる工場等新設、増設
融資条件	資金使途	・工場等の新設、増設に必要な設備資金(土地、建物、機械、設備等の取得資金) ・操業に必要な運転資金
	融資限度額	所要資金の90%以内で20億円以内(うち運転資金1億円以内)
	融資期間	・設備資金20年以内(据置期間3年以内) ・運転資金7年以内(据置期間1年以内)
	融資利率(※)	年1.7%(府内事業所の府内常用雇用者総数が増加する場合は、設備資金にて特別金利年1.2%) 〔当初10年間固定、11年目以降は取扱金融機関が定める所定金利〕

※ ご利用にあたっては取扱金融機関の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

取扱金融機関
京都銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫 京都北都信用金庫 商工組合中央金庫